（仮称）第４こども園整備基本計画（概要版）　令和７年３月　羽曳野市

１．はじめに

◇共働き世帯の割合の増加等により、保育ニーズは高い傾向
◇公立保育園、幼稚園の老朽化
◇幼稚園児の減少により適正な集団規模の確保が困難
　⇒　再編整備に伴う認定こども園化を進め、持続可能な運営・子育てサービスのさらなる充実と質の向上

・「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針（令和５年７月時点版）」に基づき、西浦東幼稚園、白鳥幼稚園、西浦幼稚園及び軽里保育園の４施設を、市立第１学校給食センター敷地を活用して令和 10 年度に認定こども園（以降、「（仮称）第４こども園」という。）に再編・統合することとしています。
・本計画は、（仮称）第４こども園の整備方針や、その実現に向けた事業手法等について検討した上で、最適な事業手法を選定し、事業の実施方針等を示すものとして策定するものです。

２．再編・統合園の状況

・再編・統合園の概要は次のとおりです。

名称	西浦東幼稚園	白鳥幼稚園	西浦幼稚園	軽里保育園
所在地	広瀬 97 番地の１	白鳥３丁目 11 番８号	西浦 1077 番地	軽里３丁目 222 番地
敷地面積	2,711 ㎡	1,512 ㎡	2,313 ㎡	1,538 ㎡
定員	60 人（４・５歳児）	60 人（４・５歳児）	90 人（４・５歳児）	100 人（０～５歳児）
現況	令和３年度末閉園	令和４年度末閉園	令和６年度末閉園	96 人在園（令和６年度）
延べ面積	387 ㎡	450 ㎡	449 ㎡	545 ㎡
竣工	平成６年２月	昭和 48 年３月	昭和 60 年３月	昭和 45 年３月

３．整備予定地の状況

・現在の市立第１学校給食センター敷地（※敷地１）を活用することとしていますが、柔軟な施設整備を検討するため、隣接する市立第２学校給食センター敷地（※敷地２）も活用対象とします。

		市立第１学校給食センター	市立第２学校給食センター
所在地		羽曳野市西浦６丁目 48 番地　他	
敷地面積		約 3,700 ㎡	約 1,000 ㎡
既存建物	構造	鉄骨造２階建	鉄筋コンクリート造２階建
	延べ面積	約 1,640 ㎡	約 720 ㎡
	竣工	昭和 47 年４月	昭和 52 年８月
	稼働終了	令和８年３月末（予定）	

４．基本的な考え方

・（仮称）第４こども園に求める基本的な考え方は以下のとおりとします。

１．心も体も健康なこどもに成長できる施設
２．安全に利用でき管理しやすい施設
３．地域と連携し地域に親しまれる施設

５．整備計画モデル（案）の検討

・整備計画モデル(案)では最大規模として検討するため、定員 198 人としてクラス数、必要面積等を設定し、これまでの公立園の整備実績を踏まえ検討します。

		案１	案２
敷地		敷地１のみ	敷地１及び２
園舎	構造	鉄骨造・２階建	
	延べ面積	約 1,700 ㎡	
駐車場		約５台	約 30 台

６．事業手法の選定

・事業手法を整理した上で、民間事業者へのサウンディング調査を行い、その上で羽曳野市 PPP/PFI 優先的検討方針の検討プロセスに従い、最適な事業手法を選定します。

■各事業手法のメリット・デメリット

	公設公営	公設民営	民設民営
整備	▲市の財務負担が大きい ▲市の事務手続きが多い		○市の財務負担が小さい ○市の事務手続きが少ない
維持管理	▲将来にわたって、市が施設を維持管理		○民間が施設所有、維持管理
運営	▲民間ノウハウが活かせない ○既存園から引き続き保育がしやすい	○民間の特色ある教育・保育が期待される ▲既存の公立園からの引継ぎにあたり、園児・保護者の不安解消に努める必要がある	

■サウンディング調査

①参加事業者数　５事業者
②主な意見
＜運営＞
・定員は、100～150 人（特に 120 人程度）が適当
・小学校への接続・連携を重視した特色ある教育・保育
＜施設整備＞
・敷地２に駐車場を整備
・借地を希望するが、費用等条件により購入も検討
・アスベストの含有、地中障害、汚染度等がないかを懸念
＜その他＞
・法人設立予定者も参画可能を希望　等
○参画意向　参画可能性が高い［１事業者］　募集条件による［３事業者］　わからない［１事業者］

■事業手法の選定

○定性効果	○定量効果
・民間事業者から、特色ある教育・保育プログラムや施設整備の提案あり ・民間事業者の運営実績を活かしたノウハウ発揮が期待される ・複数事業者から参画可能性が示された	・公設公営と民設民営を比較すると、民設民営では 15.1％の財政支出削減効果（VFM）が期待される
○総合評価	
定性・定量効果が見込まれること等から、民設民営手法の導入の適性があると判断	

7．事業実施方針

〇開園予定日
・令和 10 年４月１日

〇施設類型
・幼保連携型認定こども園

〇整備予定地
・市立第１学校給食センター敷地を基本とし、市立第２学校給食センター敷地についても駐車場等の活用を想定

〇定員想定
・運営の効率性や採算性確保の観点、地域ニーズを踏まえ、１号定員を中心に見直しを検討

〇設置・運営方式
・民設民営とし、学校法人または社会福祉法人が設置・運営

〇公私連携法人
・市と民間事業者が協定を締結する「公私連携幼保連携型認定こども園制度」の活用を想定

〇コンセプト・運営方針
・市の方針を継承した上で、民営化によるメリットの創出を図る

〇既存園からの引継ぎ
・民間事業者との連携・協力により、円滑な引継ぎを行い、園児・保護者の不安解消に努める

〇土地の取扱い
・民間事業者の参画意向を踏まえながら、売却または貸付を行うことを基本とする

〇既存建物の取扱い
・民間事業者による既存建物（市立学校給食センター）解体の実施については、事前調査の情報提供や費用負担について検討

〇補助金の活用
・民間事業者が負担する施設整備費の一部を補助する「就学前教育・保育施設整備交付金」の活用を想定

（参考）公私連携幼保連携型認定こども園制度
・民設民営でありつつも、市町村の関与を明確にし、設置主体にインセンティブを付与する法律上の制度
・公立園から民設民営こども園への移行にあたり、十分な引継ぎが必要となることから、市と民間事業者が協定を締結し、市が引継ぎにも一定関与し、設置後についても提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容を担保するもの

8．整備計画モデル（案）イメージ

・敷地１及び敷地２を活用した整備計画モデル（案）イメージは、以下のとおりです。

■１階

名称	室数
乳児室・ほふく室（０歳児）	1
乳児室・ほふく室（１歳児）	2
保育室（２歳児）	2
調理室	1
調乳室・沐浴室	1
職員室	1
会議室	1
更衣室	1
保健室	1
相談室	1
教材室・倉庫	1
便所（大人用・幼児用・乳児用）	各１

■２階

名称	室数
保育室（３歳児）	3
保育室（４歳児）	2
保育室（５歳児）	2
遊戯室	1
遊戯室倉庫	1
教材室・倉庫	1
便所（幼児用）	3

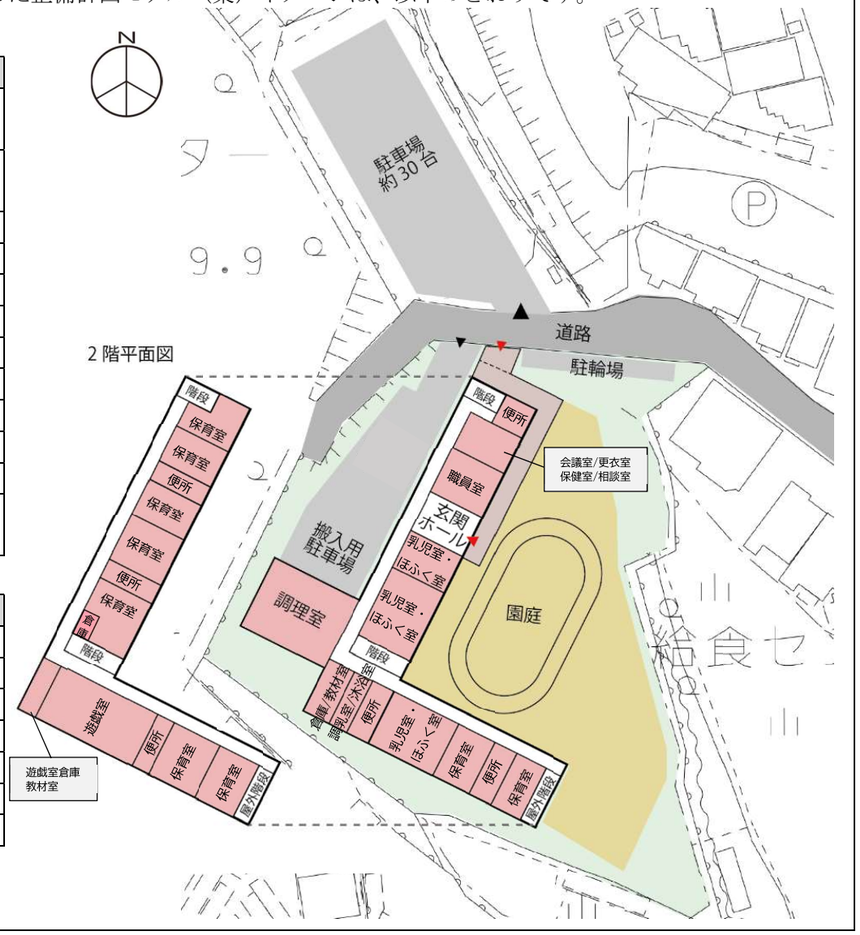

9．事業スケジュール

・事業スケジュールは、以下のとおりとします。

	市の役割	事業者の役割
令和６年度	基本計画策定	
令和７年度	事業者募集・選定・決定	事業参加申込・提案
令和８年度	（学校給食センター建物解体工事）	（学校給食センター建物解体工事） （仮称）第４こども園の設計・工事着手
令和９年度	軽里保育園の運営終了・ 移転・引継ぎ	建設工事　竣工 引継ぎ
令和 10 年度		（仮称）第４こども園　開園

10．概算事業費

・整備計画モデル（案）の概算事業費は、以下のとおりです。

		概算費用（税込）
設計・監理費	基本・実施設計	43,000 千円
	各種申請費	1,100 千円
	工事監理	18,300 千円
建設費等	新築工事	1,196,800 千円
小計		1,259,200 千円
（参考）	解体費等	230,400 千円
合計		1,489,600 千円